

仙台市スポーツ賞事務取扱要領

(平成 15 年 10 月 9 日市民局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市スポーツ賞顕彰要綱（以下「要綱」という）第 7 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰基準)

第 2 条 顕彰にあたっては、次の基準によるものとする。

(1) 仙台市スポーツ大賞

市長がスポーツ競技において特別な功績があると認めたもの。

(2) 仙台市スポーツ栄光賞

ア 次の競技大会において入賞した個人及び団体

(ア) オリンピック・世界選手権等国際競技連盟が主催する大会

(イ) パラリンピック・世界選手権等国際障害者スポーツ団体が主催する大会

イ 次の競技大会において優勝した個人及び団体

(ア) 前項の国内予選を兼ねた国内大会または国民体育大会

(イ) 国体種目の全日本選手権

(ウ) 国体種目の全日本実業団大会もしくは社会人大会

(エ) 国体種目の全日本大学大会

(オ) 国体種目のジュニア大会及び JOC ジュニアオリンピックカップ大会

(カ) 日本中学校体育連盟及び全国高等学校体育連盟、全国高等専門学校体育連盟の主催する大会

(キ) ジャパンパラリンピック

ウ 世界記録、日本記録を樹立した個人及び団体

エ アに掲げる競技大会に準ずる大会であると仙台市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）が認める大会において優勝した個人及び団体

(3) 仙台市スポーツ優秀賞

ア 前号イに掲げる競技大会において準優勝した個人及び団体（ただし、小中学生の場合は第 3 位も含む）。

イ 前号エの大会において入賞した個人及び団体

(4) 仙台市スポーツ奨励賞

ア 以下の競技大会において優勝した個人及び団体

(ア) 第 2 号及び第 3 号に掲げるものを除く全国大会

(イ) 全国障害者スポーツ大会

(ウ) 日本障害者スポーツ協会主催の全国大会

イ 世界マスターズ大会にて入賞した個人及び団体

(5) 仙台市スポーツ功労賞

ア 本市においてスポーツ振興のため無償で援助活動を継続的に行っている個人及び団体

イ 本市においてスポーツに関する学術・研究などで著しい功績をおさめた個人及び団体

ウ その他本市スポーツ振興・発展に寄与した個人及び団体

エ アからウまでにかかわらず、職務上の行為による場合又は同様の行為により本市若しくは他団体から表彰を受けた者は、対象としない。

(受賞者の範囲)

第3条 顕彰の受賞者は、次の各号のうち一以上を満たす者でなければならない。

- (1) 仙台市内に住所を有する者
- (2) 仙台市内の事業所に勤務する者
- (3) 仙台市内の学校に在籍する者
- (4) 仙台市スポーツ協会に所属する者
- (5) その他市長が認めた者

(推薦)

第4条 市長は次の各号に定める者に対し要綱第3条の受賞候補者について推薦を求めることができる。

- (1) 仙台市スポーツ推進委員協議会の長
- (2) 仙台市スポーツ協会の長
- (3) 仙台市学区民体育振興会連合会の長
- (4) 仙台市レクリエーション協会の長
- (5) 仙台市内に所在地を有する学校の長
- (6) その他市長が必要と認めた者

(審査)

第5条 前条により推薦された受賞候補者の審査は、審議会が行うものとする。

2 審議会は、推薦された受賞候補者のうち特に考慮すべき事由があるものについては、審議会が相当であると認めた種類の顕彰とするよう、市長に意見を述べることができる。

(審査会)

第6条 要綱第4条の審査会は、仙台市スポーツ推進審議会議長、文化観光局長、文化観光局次長及び文化スポーツ部長をもって構成するものとする。

2 審査会は、次の各号の一に該当する場合において、審議会に代わり審査を行うこととする。

- (1) 審議会による審査が終了した後に、第4条の推薦がなされた場合
- (2) その他やむを得ない事由により、審議会を開催することができない場合

(事務局)

第7条 仙台市スポーツ賞に関する事務は、文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、仙台市スポーツ賞の顕彰に必要な事項は別に定める。

附 則
この要領は、平成 15 年 10 月 9 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 18 年 10 月 16 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 21 年 12 月 21 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日改正）
この改正は、平成 23 年 10 月 24 日から実施する。

附 則
この改正は、平成 26 年 9 月 4 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日改正）
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。